

南島原市立堂崎小学校 いじめ防止基本方針

- ① 『いじめは人間として絶対に許されない』との認識を、学校教育全体を通じて、児童一人一人に徹底する。
- ② 児童に対しては、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
 - 児童の豊かな情操や道徳心
 - 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互い人格を尊重し合える態度
- ③ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ④ 全ての児童が自己有用感や充実感を感じられる学校づくりをめざす。

いじめの定義と基本的な考え方

いじめ防止対策推進法（定義）

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。



「いじめ問題」は、どの子供にも起こり得るという事実を踏まえ、日々「未然防止」と「早期発見」に組織的に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」を的確に行う。

○いじめの重大事態の定義

「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」

学校教育目標
感謝の心を持ち、自ら学び、たくましく生きる子供の育成

<めざす子供像>
やさしい子
考える子
元気な子



◎関係機関との連携

PTAとの連携	いじめ対策委員会	関係機関との連携
<ul style="list-style-type: none"> ○学級部会の充実 ○校外生活指導部との連携強化 ○教育講演会への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ○定期的ないじめ対策委員会の開催 ※ 校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭 ○毎月の事例研修会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ○子供を伸ばす会・学校評議員 ○民生児童委員 ○スクールカウンセラー ○スクールソーシャルワーカー ○青少年健全育成協議会

※いじめ防止対策推進法より抜粋

(いじめの禁止) 第4条	児童等は、いじめを行ってはならない。
(保護者の責務等) 第9条	保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

◎いじめ防止等に関する組織的対応

(1) いじめの未然防止

◇ いじめのない学校づくりに向け、以下のことに取り組む。

①学級経営の充実

*ソーシャルスキルトレーニングを実施したり、「学校大好きアンケート」を生かしたりして、児童の実態を十分に把握し、よりよい学級経営に努める。

*分かる・できる授業の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。

*配慮を要する児童について、適切な指導及び必要な支援を行う。

②道徳教育や人権教育の充実

*全教育活動において道徳教育を実践し、互いの人格尊重、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。

*人権週間において人権集会「ひまわり集会」を開き、全校児童に人権について考える場を設定する。

③いじめ防止に関わる現職教育の実施

*教職員のいじめに対する理解を深め、指導力を高める。「いじめ対策ハンドブック」等の活用。

*教職員の適正な言動

*いじめ防止基本方針の周知と評価・改善

④相談体制の整備

*毎月1回の事例研修会を中心に情報交換を行い、児童理解に努めるとともに、情報を共有して、組織的な指導・対策に努める。

*学級担任や養護教諭を中心に教育相談を行い、児童理解に努める。

⑤児童自らがいじめ問題について学び、主体的に考え、防止に取り組む学習及び特別活動。

想像力を働かせた楽しい学校づくり。

*縦割り班活動の中で、協力・協調することを学習し、人とよりよく関わる力を身に付けさせる。

*児童会による人権宣言。いじめ防止・人権標語等への積極的応募。

(2) いじめの早期発見

◇ 児童・保護者との信頼関係を築き、円滑な連携を図るように努める。

①保護者からの相談には、家庭訪問や面談により、迅速かつ誠実な対応に努める。

◇ 児童が示す変化や危険信号を見逃さないアンテナを常に高く保つ。

①定期的なアンケート調査及び個人面談での実態把握。

②教職員の観察や情報交換……「5W1H・気付き」の記録。

③休み時間や昼休み、放課後における児童の様子把握。→ 必要に応じて話を聞く。

・朝の会における児童の表情・態度の観察

・一人でいたり、グループでの活動を嫌がったりしている児童がいないか。孤立しがちな児童はいるか。

④個人ノート、日記等による児童把握。

⑤児童や保護者等の悩みを積極的に受けとめることのできる教育相談体制の整備及びSC、SSW等の活用。

⑥保健室利用や相談室利用。

⑦PTA、子供を伸ばす会及び各機関との情報共有体制の構築。

(3) いじめに対する措置

◇ 学校の対応

①いじめの相談を受けたり、発見したりした職員は、速やかに管理職及び生活指導主任に報告する。生活指導主任は、いじめ対策委員会を開き、校長から今後の対応について指示を受ける。

(組織的対応、役割分担と責任の明確化、全職員の情報共有)

②いじめ対策委員会の協議

*いじめ対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議する。

*被害児童への継続した支援（寄り添い支える体制づくり）

被害児童を守り通すとともに、いじめられた児童にとって信頼できる人、親しい友人や教員、家族、地域の人等）と連携し、寄り添い支える体制をつくる。

*加害児童への継続した指導（教育的配慮）

いじめた児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、不満やストレスがあってもいじめに向かわせない力を育む。

いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつように伝える。

*保護者への継続した支援と助言

つながりのある教職員を中心に、即日、関係児童加害、被害ともの家庭訪問を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

◇いじめの解消の判断

- ①いじめに係る行為が止んでいる。いじめに係る行為が止んでいる状態が、少なくとも3ヶ月間は継続している。
- ②被害児童生徒が、心身の苦痛を感じていない。その判断は、被害者児童生徒及び保護者に対し、面談等により確認する。

◇事後の支援

*いじめを止めさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援といじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。

(4) 重大事態への対応

重大事態とは（第28条第1項）

- ・生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるとみとめるとき。
- ・相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ①被害児童の生命・安全確保
- ②迅速な報告（市教育委員会を通じて市長に報告する。）
- ③被害児童・保護者への初期支援 → 安全及び学習の機会保障、精神的ケア等
- ④加害児童・保護者への初期対応 → 毅然とした対応と指導
- ⑤調査の実施 → いじめ対策委員会。教育委員会と連携して実施する。
- ⑥対応方針の決定及び指導・支援の実施 → 市教育委員会の指導を仰ぎながら、調査により明らかになった事実関係について、いじめられた児童や保護者に対して、適切に情報提供を行うとともに、可能な限り説明を行う。
- ⑦関係機関との連携 → SC、SSW、南島原市教育委員会、南島原市こども未来課、南島原市警察署、長崎こども・女性・障害者支援センター等
- ⑧調査結果の報告
 - ア 学校は、その事案が重大事態であると判断し、調査を行った場合には、調査結果を教育委員会を通じて、市長に報告する。
 - イ 調査により明らかになった事実関係は、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して説明する。
- ⑨再発防止 → 再発防止策の実施

(5) 取組の評価等（PDCA サイクルについて）

- ①学校評価の「感謝の心で認め合い、助け合う子供の育成」で、「いじめや問題への対応」の評価を実施し、改善に生かす。
- ②職員会議において、「いじめ防止」に関する項目を設定し、職員による評価を行うとともに、その結果を会議で議論し、PDCAサイクルにのっとり、次年度の新たな目標設定を行う。
- ③年度ごとに「堂崎小学校いじめ防止基本方針」を見直し、策定する。